

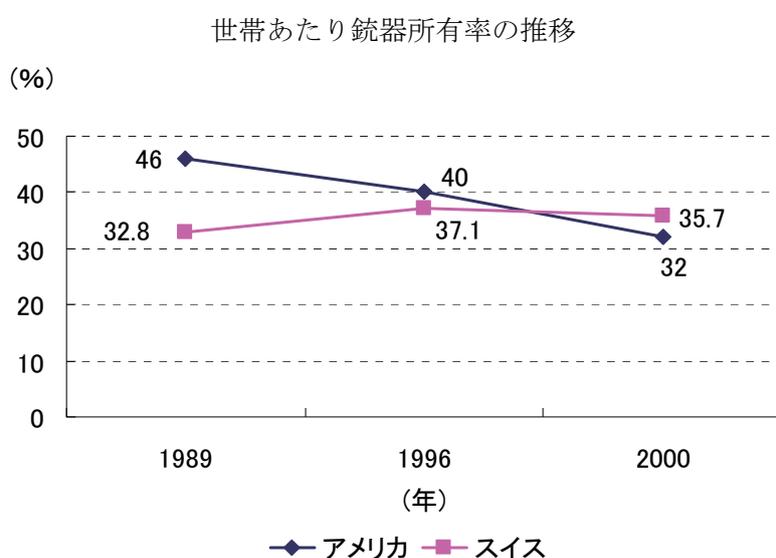
6. スイス

6-1 銃砲行政の概要

6-1-1 銃をめぐる歴史的・社会的背景

スイスの銃器規制の背景にあるのは、「国民皆兵」と形容される同国の徴兵制である。満18歳に達した男子には、徴兵検査を受ける義務が生じ、検査に合格すると20歳から兵役が始まる（女性は任意）。原則として30歳まで数年ごとに10～20日間の訓練を受けることになるが、その間、彼らは予備役兵として有事に備える義務がある。1815年に永世中立国となったスイスでは、国防の責務を市民が担うという伝統を背景に、軍から支給される銃器を兵役従事中の兵士が自宅で保管することとなっているところが特徴的である²⁶⁵。又、兵役終了後も、軍から支給された銃器を譲り受けることができるため、銃器の所有率が高い。

こうして、スイスの世帯あたりの銃器所有率の高さは、銃器大国として知られるアメリカに比肩するほどである。実際、世帯あたり所有率の推移をアメリカと比較すると、アメリカでは46%（1989年）から32%（2000年）へと低下している一方で、スイスではほとんど変化が見られず、2000年には35.7%と、アメリカを上回った時期もあった。



出所：American Journal of Public Health, Vol.96, No.10, 2006よりMRI作成

他方、ヨーロッパ諸国の中でもスイスは自殺率が高く、1950年代より一貫して人口10万人当たり20件前後で推移している。自殺は、15歳から24歳の青少年の死亡原因の第1位を占めており、また、若者世代の自殺の43.6%が銃器を使用していることから、自殺防止を

²⁶⁵ 近年のスイス国防省の調査によると、自宅で保管されているスイス軍の銃器は、自動小銃約40万丁、けん銃約13万丁といわれている。American Journal of Public Health, 2006年

訴える市民団体「自殺防止連盟」(Association Stop Suicide)などは、自殺防止のために銃器規制を強化すべきであると主張している。

こうした実態を背景に、世帯あたりの銃器所有率と、銃器を使用した自殺率の間の相関関係が、しばしば指摘されている。1999-2001年のデータによると、本報告書の対象国6か国のうち、銃器を使用した自殺率はアメリカが約57%と群を抜いているものの、スイスが約27%で2位を占めている。残りの国々はすべて20%未満ということを考えると、アメリカとスイスの高さが少なくともこの時期において際立っていたと言える²⁶⁶。

「自殺防止連盟」のキャンペーンポスター



出所：Association Stop Suicide

銃器を使用した自殺率と、世帯あたり銃器所有率の関係

国名	人口10万人あたりの自殺件数(件)	自殺のうち、銃器を使用した件数の比率(%)	世帯あたりの銃器所有率(%)
アメリカ	10.4	56.8	32
スイス	18.5	27.4	35.7
フランス	18.4	19	18.6
カナダ	11.7	19	19.1
ドイツ	13.5	7.9	N/A
イギリス	6.2	2.8	3.4

出所：American Journal of Public Health, Vol.96, No.10, 2006よりMRI作成

銃器所有率の高さと関連して、2000年以降、軍の銃器が使用された事件が多発していることも指摘されている。例えば2001年に中部ツーク州議会で14人が死亡した銃乱射事件

²⁶⁶ “Changing Times: A Longitudinal Analysis of International Firearm Suicide Data” American Journal of Public Health, Vol.96, No.10, 2006

をはじめ、2006年に世界的な元アルペンスキー女性選手が夫に射殺された事件、さらに、2007年には兵役を終了した兵士が16歳の少女を射殺した事件、又26歳の兵士がホテルのレストランで自宅から持ち出した銃器を乱射し、1人が死亡、4人が重症を負う事案が発生している。

軍の銃器を使用した殺人や自殺の発生を受け、連邦議会では、銃器の自宅保管の是非について白熱した議論が繰り広げられた。連邦内閣安全政策委員会（Security Policy Commission of Federal Council）は自宅保管禁止に肯定的な姿勢を示しているが²⁶⁷、銃器の自宅保管は国防のために有事に備える予備役兵としての「信頼」の問題にも直結するため、全面禁止法制化への道のりは遠い。州レベルでは、ジュネーブ州のように、制式銃器を一括して保管する取組みを導入している州もある²⁶⁸。

自宅で保管される銃器



出所：Swiss Info

自宅で保管される銃器



出所：Swiss Info

これらの問題は、単にスイス国内の世論だけでなく、ヨーロッパ統合の文脈のなかで近隣諸国との法規調整が必要であるとの声を高め、銃器規制強化への動きの背景となっていく。スイスで2008年12月末から施行されたシェンゲン協定は、スイスなどEU非加盟国も含めた加盟国間での国境検査を廃止するとともに、シェンゲン領域外からの入国者に対する国境検査政策を統一し、加盟国間で共通の出入国管理政策及び国境システムを導入することを定める。シェンゲン協定施行に先立ち、スイスは銃器規制の改正（6-1-2（3）にて詳述）によって、禁止項目を追加、諸管轄機関相互の情報共有システムを強化するなど、他の加盟国と足並みを揃える方向である。

²⁶⁷ 連邦議会 HP :

http://www.parlament.ch/F/mm/archiv/2007/Pages/mm_2007-07-03_055_01.aspx

²⁶⁸ ジュネーブ州当局 HP :

http://etat.geneve.ch/dt/actualite-depot_volontaire_gratuit_armes_personnelles_arsenal_cantonal_geneve_pour_militaires_domicilies_dans_canton-8457.html

6-1-2 銃砲行政関係法令

スイスでは、軍隊から支給される制式銃器の所有と、市民による銃器の所有が、それぞれ別の法規によって定められている。又、市民が銃器を所有するためには銃器取得許可証が必要である一方、その例外として、狩猟許可証を有する者は、猟銃に限り、銃器取得許可証を有する必要がない。

(1) 兵士による制式銃器の管理に関する法令

兵士による制式銃器の管理に関する規制は、軍隊や兵役全般を規定する「軍隊及びその管理に関する1995年2月3日の連邦法」(Loi fédérale du 3 février 1995 sur l'armée et l'administration militaire : LAAM)²⁶⁹と、連邦政府の国防・市民保護・スポーツ省(Federal Department of Defence, Civil Protection and Sport : DDPS)が制定する「兵士の個人装備に関する2003年12月9日の政令」(Ordonnance du Département fédéral de la défense, de la protection de la population et des sports du 9 décembre 2003 concernant l'équipement personnel des militaires : OEPM)²⁷⁰であり、兵士が個人装備として自宅保管²⁷¹の可能な銃器及びその管理の方法を定めている。

個人装備に属する銃器は、小口径の銃器が中心で、将校に支給される49式及び75式9mmけん銃や、下士官・兵士に支給される57式7.5mm突撃銃、90式5.56mm突撃銃などが挙げられる。他方、小型軽機関銃や移動式ミサイル発射装置などは、部隊装備品に分類されている。

49式9mmけん銃



出所 : Worldguns

57式7.5mm突撃銃



出所 : Worldguns

又、スイス軍は、兵士の個人的用途のために小口径銃器を貸し出すことがある²⁷²(例えば、スポーツ射撃協会、スポーツ射撃大会への参加者に対して)。この場合に貸し出されるのも、57式7.5mm突撃銃や90式5.56mm突撃銃、75式9mmけん銃である。

²⁶⁹ 連邦政府 HP : http://www.admin.ch/ch/f/rs/c510_10.html

²⁷⁰ 連邦政府 HP : http://www.admin.ch/ch/f/rs/514_101/index.html

²⁷¹ OEPM 第5条

²⁷² Ordonnance du DDPS sur le tir hors du service du 11 décembre 2003 (2003年12月11日の兵役外射撃についての国防・市民保護・スポーツ省による政令)

90式 5.56mm 突撃銃と 5.56mm 弾薬



出所 : L. A. Gunshop

(2) 市民による銃器所有に関する法令

市民による銃器所有について規定する法令は、銃器の乱用を規制するための基本法である「武器、武器装備品及び弾薬に関する 1997 年 6 月 20 日の連邦法」(Loi du 20 juin 1997 sur les armes, les accessoires d'armes et les munitions : LArm)²⁷³と、LArm に基づき、銃器取得の許可、州当局や中央武器局 (Office central des armes) の任務等について規定する「武器、武器装備品及び弾薬に関する 1998 年 9 月 21 日の政令」(Ordonnance du 21 septembre 1998 sur les armes, les accessoires d'armes et les munitions : OArm)²⁷⁴ である。いずれも 1999 年より施行されている。

これらの法規の適用対象は市民であり、軍隊、警察、国境警備隊には適用されない²⁷⁵。また、施行時点では圧縮空気銃や CO2 ガス銃²⁷⁶は LArm の対象外であったが、2006 年 1 月 11 日に連邦内閣によって承認された改正案に関する通達では、これらも規制対象の銃器に含まれた²⁷⁷。

自動銃や、自動銃を改造した半自動式小銃及びけん銃は、取得、所持、仲買及びスイスへの輸入が禁止されている²⁷⁸。ただし、州当局や中央武器局はこれら禁止事項の例外を認める権限を有している。

さらに以下の特殊弾薬についても、スイスへの持ち込みが禁止されている²⁷⁹。

- ① ハードコア弾薬 (鋼、タングステン、磁器など)
- ② 炸裂性若しくは焼夷性の装薬を含む弾丸を取り付ける弾薬
- ③ 長期にわたり人の健康を損ねる物質、特に刺激物質を放出する、1つ又は複数の弾丸を取り付ける弾薬

²⁷³ スイス連邦内閣 HP : http://www.admin.ch/ch/f/rs/c514_54.html

²⁷⁴ スイス連邦内閣 HP : http://www.admin.ch/ch/f/rs/c514_541.html

²⁷⁵ LArm 第 2 条

²⁷⁶ 別名ガス銃 : 空気の代わりに圧縮された炭酸ガスを用いて実包を発射するもので、小型のボンベを銃に装填して使用。

²⁷⁷ スイス連邦司法・警察省 HP :

http://www.ejpd.admin.ch/ejpd/fr/home/themen/sicherheit/ref_waffen/ref_teilrevision_waffengese tz.html

²⁷⁸ LArm 第 5 条 1 項 a

²⁷⁹ OArm 第 26 条

- ④ 炸裂作用を持つ軍用発射装置用の弾薬、ミサイル
- ⑤ 電気ショックを与える弾丸を取り付ける弾薬
- ⑥ 膨張弾を取り付けるけん銃用弾薬

(3) 猟銃所有の根拠となる狩猟免許に関する法令

スイス国内での狩猟に関する法規としては、連邦環境局 (Office fédéral de l'environnement : OFEV) の定める「狩猟及び野鳥・哺乳類の保護に関する 1986 年 6 月 20 日の連邦法」(Loi fédérale du 20 juin 1986 sur la chasse et la protection des mammifères et oiseaux sauvages : LChP)がある²⁸⁰。これは、鳥獣の保護のための一般原則を定めるもので、具体的な適用方法に関しては、各州に独自の法令を定める権限を与えている²⁸¹。例えば、ヌーシャテル州の法規によると、狩猟免許の取得要件は以下のよう
に定められている²⁸²：

- ① 成人であること
- ② 行政・司法により狩猟を禁じられていないこと
- ③ 狩猟適性試験に合格すること

適性試験は、年に 1 度ヌーシャテル狩猟連盟によって開催される。試験は学科編と実践編の 2 部に分かれ、内容としては狩猟に関する法規、銃器の特性・扱い、鳥獣や環境全般、さらに猟犬の使い方など、狩猟に関する広範な知識を問うものが中心である。2 部両方に合格すると狩猟免許が発行される。受験可能な回数は、3 回までとされている。

他方で、LArm は銃器取得許可証を必要としない銃器を定めており、そこには国内での狩猟に用いられる連発猟銃も含まれる²⁸³。また、狩猟免許所持者は、狩猟を行う限りにおいて、銃器取得許可証を有する必要がないとも定めている²⁸⁴。すなわち、スイスでは狩猟のため猟銃を取得する際に、銃器一般に関する許可証を有する必要がない。

狩猟免許の剥奪に関して、連邦レベルでは「LChP に反する行為を犯した者や、過失によって人間を傷つけたり殺したりした者は、1 年～10 年間、狩猟免許を剥奪される」と定めている²⁸⁵。これに加えて、ヌーシャテル州は違法行為の度合いに応じて以下のように定めている：

- ① 1 年～5 年間の狩猟免許の剥奪：猟銃を乱用する恐れのある者及び LChP に反する行為を犯した者
- ② 最低 3 年間の狩猟免許の剥奪：過去 5 年以内に LChP の違反により狩猟を禁じられた者
- ③ 最低 10 年の狩猟免許の剥奪：過失によって他人の生命を危険に陥れた者

²⁸⁰ スイス連邦内閣 HP : http://www.admin.ch/ch/f/rs/c922_0.html

²⁸¹ LChP 第 4 条

²⁸² ヌーシャテル州当局 HP: <http://www.ne.ch/neat/site/jsp/rubrique/rubrique.jsp?DocId=14805>

²⁸³ LArm 第 10 条第 1 項 b

²⁸⁴ LArm 第 27 条 3 項

²⁸⁵ LChP 第 20 条

剥奪期間経過後、再び許可証の発行を受けるためには、改めて適性試験を受験しなければならない。

6-1-3 銃砲行政関係法令の改正

LArmの改正、及びそれに伴うOArmの改正は、ヨーロッパレベルと国内レベルでの要請に応じて段階的に進められた²⁸⁶。第一段階では、国民投票によるシェンゲン協定の批准とともに、2005年6月5日、LArmの改正案が可決され、それに適合させる形で2006年12月15日、OArmの改正案が連邦内閣により可決された²⁸⁷。この「シェンゲン改正」が完了した後、第二段階として「国内レベルでの改正」が進められた。既に司法・警察省は、LArm及びOArmの施行から2年も経たない2001年より、法令の欠陥修正や州間での銃砲規制の実施方法の差異を調整するため、国内レベルでの法令改正に着手していたが、シェンゲン改正を優先するためにこれを中断していたものである。そして2006年1月11日にLArm改正案に関する通達が、2007年7月2日にはOArm改正案が、連邦内閣によって可決された。両法令の改正施行は、シェンゲン協定のスイスでの施行と同時に開始されることとなっている。

一連の改正で変更された点：

- ① 法令解釈の統一：スイスは連邦制であり州によって法令の解釈が異なるため、特に銃器取得許可証 (Permis de port des armes) の発行や銃器製造・銃砲店の管理の方法といった適用面において相違がみられる。この事態を改善するため、連邦警察は州当局に対して銃器関連法令の執行についての統一的な指令を発することができるようになった。
- ② 銃器取引及び銃器取得のための条件の厳格化：
 - (ア) 銃器取得許可証 (Permis d'acquisition des armes) は、販売店からの銃器取得の場合にのみ必要とされていたが、個人からの銃器取得の場合にも許可証の取得が義務化されることになった。
 - (イ) インターネットや新聞広告上での銃器の匿名販売が禁止され、販売者は当局に身元を明らかにする義務を負う。又、銃器取引の経路や所有者を明確化するために、あらゆる銃器の登録が義務化された。
- ③ 情報データベースの確立と、情報交換の許可：
 - (ア) 銃器取得許可の取消及び申請却下や、銃器の押収に関する情報ファイル (DEBBWA)

²⁸⁶ スイス連邦司法・警察省 HP：

http://www.ejpd.admin.ch/ejpd/fr/home/themen/sicherheit/ref_waffen/ref_teilrevision_waffengesetz.html

²⁸⁷ 連邦内閣は、連邦レベルでの行政的・執行的な権限だけでなく、立法的・司法的権限も部分的に有している。Cf. 「スイスの連邦制度と地方自治のあらまし」

<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/html/switzerland/04.html>

は、改正以前は保存期間が定められていたが、法的基準を満たさない者が銃器を所有するという事態を阻止するために、改正以後は合法的・正式なデータベースとして永続的に保存されることとなった。

(イ) 中央武器局 (Office central des armes) と連邦軍当局の間の情報交換が許可され、制式銃器の所有者を軍外部の行政当局 (DDPS など) も把握することが可能になると同時に、中央武器局の武器乱用者リストへの被登録者が制式銃器を譲り受けることを阻止できるようになった。

(ウ) 施条痕 (ライフルマーク) が、その調査を担当する行政当局により、情報データ化され、警察が参照できるようになった。

- ④ 規制対象の拡大：暴力行為を防止するため、公共空間において、銃器を自由に携行することは禁止される。また、CO2 ガス銃やエアガン、モデルガンも LArm による規制の対象となり、所持が禁止される。

ガス (CO2) 式銃



ソフトエアガン



出所：Custum Technics Co.

以上のようなスイスの銃器 規制改正の実質的効果は、施行後、次第に明らかになっていくと考えられる。現時点では改正法令が未施行であるため、改正点を踏まえたうえで、基本的に従来の銃砲行政関連法令を中心に、制度の構造・適用方法を示す。

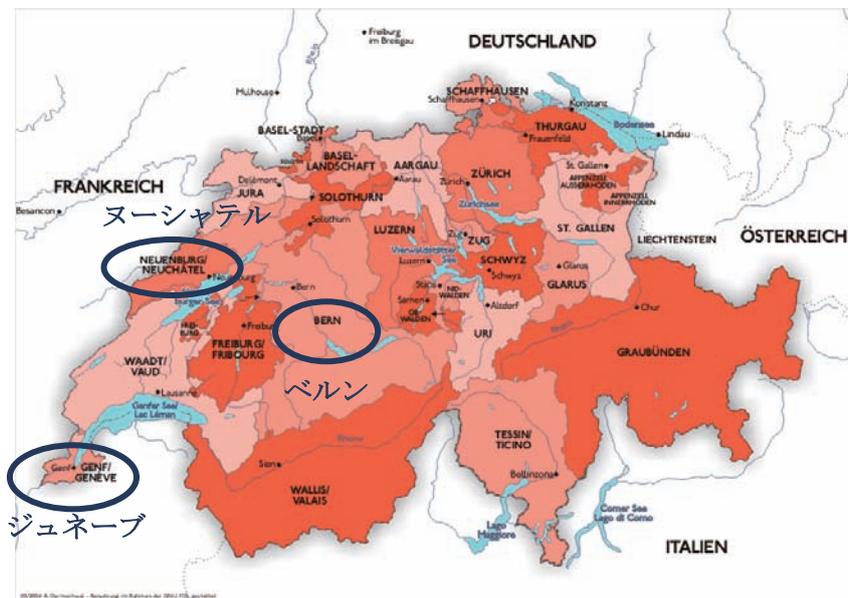
6-1-4 銃砲行政の実施機関

(1) 州当局（州警察）

スイスは26の州（カントン）から成る連邦国家であり、連邦は執行権を可能な限り州に委ねるという原則のもと、分権化が進んでいる。国防に関しては、徴兵、兵士の衣類・装備などに関する措置は州に委任され、州が連邦の費用で執行する。

LArmも、この分権の原則に基づき、州に銃砲行政が委任されており、各州当局はLArmの執行に関する措置を規定し、それを連邦内閣に報告する、と定められている²⁸⁸。

スイス行政図



出所：スイス連邦有用地図集²⁸⁹

2004年12月15日、ベルン州政府は「武器関連の連邦法執行に関する政令」(Ordonnance sur l'exécution du droit fédéral sur les armes : OCArm) を発布し²⁹⁰、その行政措置として、LArm 及び OCArm の執行の権限を州警察に付与している²⁹¹。管轄事項には、銃器取得許可証の審査、銃器の取引・営業権の審査及び付与、そして特別許可（複数の銃器取得許可証）の審査が含まれるが、これらはまず市町村レベルで受理・審査された上で、州警察が決定を下す。

²⁸⁸ LArm 第 38 条

²⁸⁹ スイス連邦有用地図集 HP : <http://hiki.trpg.net/BlueRose/?SwissConfederation-UFmaps#112>

²⁹⁰ ベルン州政府 HP : http://www.sta.be.ch/belex/f/ROB-pdf/ROB_05-7.pdf

²⁹¹ OCArm 第 1 条

2005年1月1日に施行されたこのOArmを受け、ベルン州警察・軍隊部は、2005年1月25日、市町村宛てに指令を発した²⁹²。この指令は武器に関する州法の執行を一元化する方針を示すもので、LArm及びOArmの執行権限は、唯一、州警察内の武器・爆発物局が有することとなった。さらに、特別許可の審査に関しても、このプロセスを整理し明確化するため、申請書を不特定の市町村当局に提出することができた従来の方式から、申請者の居住する市町村当局のみに提出先が一元化され、申請を受けた市町村は、LArmの定める欠格事由に則り審査を行った上、州警察及び武器・爆発物局へ最終決定を委ねることとなった。

このように、ベルン州の事例は、連邦から委ねられた執行権限を州当局が如何にして運用し、第一審的役割を担う市町村当局との執行権の分権を実行しているかをよく示している。

(2) 中央武器局 (Office central des armes) ²⁹³

連邦警察内に設置された機関であり、LArmに規定される審査に関する書類作成業務を行っている。

具体的な業務内容は以下のとおりである。

- ① 州当局が管理するLArm関連の申請書及び許可証の電子化²⁹⁴
- ② スイス居住資格を有さない外国人が銃器取得許可証を申請する際に州当局へ提出することが義務付けられている出身国発行の証明書の真正性が確認できない場合、当該証明書を審査した上で、必要に応じて許可証を発行する²⁹⁵。
- ③ 業務目的での銃器、銃器装備品及び実包の輸入に関して許可証を発行する²⁹⁶。
- ④ 以下の情報ファイルの管理・保存²⁹⁷：
 - ・ DEWA：シェンゲン協定非加盟国出身の、スイス居住資格を有さない外国人による銃器取得に関する情報ファイル
 - ・ DEWS：シェンゲン協定加盟国出身の外国人による銃器取得に関する情報ファイル
 - ・ DEBBWA：銃器取得許可証の取消及び提出命令による銃器の保管に関する情報ファイル
 - ・ DAWA：軍の武器の交付及び回収に関する情報ファイル
 - ・ WANDA及びMUNDA：武器及び弾薬の主要特性に関する情報ファイル
 - ・ ASWA：銃器、実包、特に犯罪に使用された実包、及び犯罪に荷担し若しくはかかわった者が残した痕跡の利用に関する情報ファイル

²⁹² ベルン州司法・自治体・教会部 HP：http://www.jgk.be.ch/site/fr/rsa_documents_armes.pdf

²⁹³ スイス連邦司法・警察省 HP：

http://www.ejpd.admin.ch/ejpd/fr/home/themen/sicherheit/ref_waffen/ref_die_zentralstelle.html

²⁹⁴ LArm 第14条

²⁹⁵ LArm 第12条4項

²⁹⁶ LArm 第24条5項

²⁹⁷ OArm 第58条

(3) 銃器及び実包委員会 (Commission armes et munitions) ²⁹⁸

銃器及び実包に特化した警察内委員会であり、中央武器局長が委員長を務める。必要に応じて、少なくとも年に1回開かれる。具体的な業務内容は以下のとおりである。

- ① 銃器規制に関する法規の改正や適用等について、州行政機関及び中央武器局に対して助言・指導を行う。
- ② 銃器規制に関する法規の改正や適用等について、州警察当局へ勧告する。
- ③ 州警察司令部会議 (Conférence des commandants des polices cantonales de Suisse : CCPCS) への参加委任を行う。

²⁹⁸ スイス連邦司法・警察省 HP :

http://www.ejpd.admin.ch/ejpd/fr/home/themen/sicherheit/ref_waffen/ref_arbeitsausschuss.html